

北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会設置要領

- 1 趣旨
な頼規おいこ会」(以下「
公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招か
いよ上発注の事とに求めらるる保持を、関保の付第2号。以下「農林水産省発注者綱紀保持
を確保した(平成19年農林水産省発注者綱紀保持委員会)第9条に
の(平成、この「
程(以下「
おいこ会」(以下「
- 2 委員会の事務
委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) 規程に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとし
て報告のあった事案の調査分析及び公表に関すること。
(2) 発注担当者の適確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること。
(3) 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関すること。
(4) その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関すること。
- 3 委員会の構成
(1) 委員は、別紙のとおりとし、委員長は所長とする。
(2) 特定事項に限った調査審議を行うため委員会に小委員会を設置するこ
とができる。
(3) 小委員会に属する委員は、委員長が指名する委員を互選するものとする。
(4) 小委員会に属する委員は、及び、中か小委員、員外郎の委員を互選するものとする。
(5) 必外部委員の任期は2年とし、委員は、及び、中か小委員、員外郎の委員を互選するものとする。
(6) 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
(7) 外部委員の任期は2年とし、委員は、及び、中か小委員、員外郎の委員を互選するものとする。
(8) 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 4 定例会議
(1) 定例会議は、委員長が招集し、原則として毎年度2回開催する。
(2) 定例会議は、委員及び外部委員をもつて構成する。
(3) 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。
- 5 随時会議
(1) 随時会議は、必要に応じて、委員長が招集する。
(2) 委員長は、議題に応じて、外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じて外部委
員の出席を求めることができる。
(3) 随時会議は非公開とする。
- 6 公表方法
本要領に規定された公表事項は、閲覧及びホームページにより公表するもの
とする。
- 7 委員会の事務局
委員会の事務局は総務課において行う。ただし、小委員会に関する事務につ
いては、小委員会で調査審議する事項を所掌する機関の主管課において行う。

附則 (平成19年10月11日付け19北農第1571号)
この要領は、平成19年10月11日から施行する。

(平成22年11月29日付け22北農第1745号)
この改正は、平成22年11月29日から施行する。

(平成23年8月31日付け23道農第1148号)
この改正は、平成23年9月1日から施行する。

(平成27年9月30日付け27道農第2039号)
この改正は、平成27年10月1日から施行する。

(令和元年7月17日付け元道農第1085号)
この改正は、令和元年7月18日から施行する。

別 紙

北海道農政事務所発注者綱紀保持委員会委員

委員長	所長
委員	総務管理官
委員	企画調整室長
委員	総務課長
委員	会計課長
委員	生産経営産業部生産支援課長
委員	消費・安全部消費生活課長
委員	統計部調整課長